

平成28年2月定例会 県土整備委員会（付託）

平成28年3月3日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

井川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第70号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第81号 平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 市街化調整区域内における土地利用の規制緩和について（資料②）
- 「治水・利水等流域水管理条例（仮称）」骨子案について（資料③④）

海野政策監

県土整備部関係の案件につきまして、説明を申し上げます。

まず、県土整備委員会説明資料（その3）の目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます追加の案件は、平成27年度補正予算に係る歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、及び地方債でございます。

それでは、1ページでございますが、一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で94億3,441万円の減額をお願いいたしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが、509億8,717万4,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

2ページ、特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など、四つの特別会計の補正総額は、最下段の左から三つ目でございますが、1億4,991万1,000円の減額となっております。

続く3ページから20ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。まず、県土整備政策課でございます。

表の右側、摘要欄に記載のとおり、職員の人件費の決定に伴う補正など、最下段、補正額の欄にございますように、合計で6億1,792万円の減額となっております。

4ページ、建設管理課でございます。

土木企画調整事業費の決定に伴う補正など、合計で140万6,000円の増額となっております。

5ページ、用地対策課の特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、公用地公共用地の先行取得額及び繰出金の決定等に伴う補正など、合計で3億6,466万6,000円の減額となっております。

6ページ、道路整備課でございます。

道路改築事業費や緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で3億2,886万4,000円の減額となっております。

7ページ、都市計画課でございます。

鉄道高架事業費や緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正など、合計で1億5,441万3,000円の減額となっております。

8ページ、住宅課でございます。

県営住宅建設事業費や建築物耐震化推進費の決定に伴う補正など、合計で1億7,610万7,000円の減額となっております。

9ページ、営繕課でございます。

営繕受託事業費等の決定に伴う補正により、215万4,000円の減額となっております。

10ページ、河川整備課でございます。

国直轄事業負担金や総合流域防災事業費の決定に伴う補正など、11ページの最下段に記載のとおり、合計で3,929万7,000円の減額となっております。

12ページ、砂防防災課でございます。

災害関連事業費や災害復旧事業費の決定に伴う補正など、13ページの最下段に記載のとおり、合計で74億7,023万7,000円の減額となっております。

14ページ、水・環境課の一般会計でございます。

流域下水道事業特別会計繰出金の事業費の決定に伴う補正など、合計で2,920万2,000円の減額となっております。

15ページ、流域下水道事業特別会計でございます。

旧吉野川流域下水道建設事業費の決定に伴う補正など、合計で1,906万5,000円の減額となっております。

16ページ、運輸政策課でございます。

国直轄事業負担金や港湾海岸保全施設整備事業費のほか、次の17ページに記載しております災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で5億4,001万7,000円の減額となっております。

18ページ、港湾等整備事業特別会計でございます。

臨海土地造成事業費における県債の元利償還金の補正により、合計で2億3,382万円の増額となっております。

19ページ，交通戦略課でございます。

地方バス路線対策費の事業費の決定に伴う補正など、合計で2,749万9,000円の減額となっております。

20ページ，高規格道路課でございます。

道路改築事業費や国直轄事業負担金の決定に伴う補正など、合計で5,010万6,000円の減額となっております。

続きまして22ページ，既に御承認を頂き，事業を実施しております，一般会計における継続費の変更についてでございます。

出合大橋上部工架設事業につきまして，平成27年度の事業進捗に伴い，年割額や財源を変更しようとするものでございますのでよろしくお願ひいたします。

23ページ，このページから41ページまでは繰越明許費でございます。

各事業の進捗状況を精査いたしました結果，平成28年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

このうち，33ページまでは一般会計の追加分といたしまして，今回，新たに御承認をお願いする事業につきまして，翌年度繰越予定額を記載してございます。

追加分の合計は，33ページの最下段，右から2列目の欄に記載のとおり，72億9,047万5,000円となっております。

また，34ページから38ページまでは，一般会計の変更分といたしまして，2月定例会開会日に，先議で御承認いただいた事業につきまして，翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。

変更分を反映した補正後の合計は，38ページの最下段，右から2列目の欄に記載のとおり，141億3,582万5,000円となっております。

続く，39ページから41ページは，特別会計に係る繰越明許費でございます。

39ページの公用地公共用地取得事業特別会計におきましては，翌年度繰越予定額1億9,770万1,000円となっております。

40ページ，流域下水道事業特別会計におきましては，翌年度繰越予定額2億3,000万円となっております。

41ページでございますが，港湾等整備事業特別会計におきましては，翌年度繰越予定額1億9,200万円となっております。

これらの事業につきましては，計画に関する諸条件などの理由により，年度内の完了が見込めなくなり，やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。

事業効果の早期発現が図られますよう，今後ともできる限りの事業進捗に努めてまいりますので，よろしくお願ひいたします。

42ページ，地方債でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計と港湾等整備事業特別会計におきまして，今回の補正に伴い，財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。

続いて2点、報告をさせていただきます。

まず1点目、市街化調整区域内における土地利用の規制緩和についてでございます。

お手元の資料1でございます。

県におきましては、「地方創生の旗手・徳島」として、「ひと」と「しごと」の好循環を加速する「とくしま回帰」の実現に向けた取組を本格的に展開しているところであります。

こうした中、土地利用の規制緩和につきましては、「ひと」や「しごと」を呼び込む「とくしま回帰」の流れを創り出す上で、非常に有効な手段であると認識しております。

このことから、市街地調整区域内の土地利用規制の基準である開発審査会付議基準の改正によりまして、市街化調整区域内における土地利用の規制緩和を行いたいと考えております。

具体的には、次のページにお示ししておりますとおり、新規工場の立地について、技術先端型業種や成長分野業種などから製造業全般にまで許可対象を拡大、既存工場の拡張について、立地場所を既存工場の隣接地に限定している要件を既存工場の近接地にまで緩和するなど基準の緩和、津波災害警戒区域いわゆるイエローゾーンからの住宅や工場などの移転について新たな基準の創設を考えております。

続きまして2点目、治水・利水等流域水管理条例（仮称）骨子案についてでございます。

お手元に資料2「骨子案の概要」と資料3「骨子案」を配付させていただいておりますが、資料2「骨子案の概要」にて説明をさせていただきます。

まず1、基本理念といたしまして、洪水、異常渇水、大規模地震等の自然災害や少子高齢化等の社会環境の変化に対して、安全・安心の確保ができる強靱な県土づくりの実施、治水の労苦の歴史を鑑みた、治水の上に利水が成り立つとの考えのもと、優先的な治水対策とともに県民が最大限の恩恵を享受、水に関する労苦の歴史などの水教育を推進し、流域全体での総合的な対策の実施とすることとしております。

次に2、構成でございますが、基本理念のもと、条例の5本柱として、ハード・ソフトを総動員した事前防災・減災対策などの治水、エネルギーまでを含む戦略的な水利用や異常渇水への事前対策などの利水、健全な水循環と豊かで多様な生態系のもとでの流域づくりなどの水循環・環境、災害時における河川空間を生かした対応などの災害対応、治水の労苦の歴史等を未来へ確実に伝える教育機会の提供や人材育成などの水教育とすることとしております。

また3、推進体制として、計画の策定、協議会の設置と必要な財源措置に努めてまいります。

なお、今後の対応でございますが、県議会での御論議をはじめ、来年度早々に設置を予定しております外部有識者検討委員会等における御意見を十分にお伺いし、来年度中の条例制定を目指してまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

山西委員

私からは大きく2点、御質問したいと思えます。

まず、一つ目であります空き家対策についてお尋ねをします。国の平成28年度の当初予算の中で、先駆的空き家対策モデル事業として1億2,000万円が計上されております。地方公共団体が取り組む全国の参考となるような空き家対策をモデル事業として国が直接支援する仕組みということでありまして、本県においても継続的に今後、空き家対策に取り組んでいくということで打ち出しておられますので、是非この先駆的空き家対策モデル事業に手を上げるべきではないかというふうに考えますが、担当課として今後どのように対応するお考えか御答弁をお願いいたします。

渡邊住宅課長

先駆的空き家対策モデル事業についての御質問を頂きました。

今、国会のほうで一般会計予算の審議がなされておりますが、その中で先駆的空き家対策モデル事業として1.2億円が計上されておることは承知しております。この事業につきましては、空き家の調査であったりとかあるいは利活用の促進であったりとか危険な空き家、特定空き家に対する措置について先進的な取組を行う地方公共団体に対して国が定額直接補助をすると、10分の10の支援をするという事業になってございます。この成果につきましては指針等として全国に広く公開されるというふうに聞いております。

徳島県におきましても、9月議会あるいは今回の当初予算を通じまして住宅対策総合支援センターや空き家判定士といった先進的な取組をさせていただいているところでございます。

まだ国会のほうで予算が審議中でありますので成立が前提となりますが、今後公募の条件等、本県の取組が合致するようであれば時を得た提案でございまして、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

山西委員

是非前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続いてこの度、治水・利水条例の骨子案が提出をされましたので、その点についてお尋ねをいたします。

まず、さきの本会議におきまして条例の基本理念について御答弁を知事からお聞きしておりますのでそういったことは理解をしておるところであります。今回この骨子案を見させていただきますと、治水そして利水だけではなくて、水循環・環境、それから災害対応、そして水教育も含めた5本柱になっております。

そこでお尋ねをいたしますが、治水、利水以外に水循環・環境、災害対応、水教育を柱に加えたその理由について、まずはお尋ねをしたいと思います。

北川河川整備課長

ただいま山西委員に、基本となる治水、利水の2本柱に、水循環・環境、災害対応、水教育を加えて5本柱にした理由はという御質問だったと思います。

まず、治水、利水における源となります水は蒸発して、雨として降下、そして川として流れる、そして浸透という形で河川から海を中心に循環する水循環の過程の一部でなされるものだという考えのもとに、水循環の考え方は不可欠であろうということで条例に水循環を加えさせていただいております。加えて環境におきましても水の役割や機能というのは密接に関係することから、水循環と環境を合わせて一つの柱ということにさせていただいたところでございます。

また、災害対応につきましては、基本理念で示します最大級の災害への対応の考え方を条例にしっかりと反映させるためには、一つの柱として独立させるべきだと判断したところでございます。

最後、水教育につきましては「治水の上に成り立つ利水」と言われる先人たちの労苦の歴史により今の水があるということを県民が理解し未来へ引き継ぐために教育の強化が必要であるということで、独立した柱とすることとしたところでございます。

山西委員

5本柱についてはよくわかりましたので、ここからはちょっと内容に踏み込んでまいりたいと思います。

その中で治水について選びますが、私の地元石井町でも県内最大の内水河川である飯尾川がありまして、条例に盛り込まれる治水対策についても大変私自身も関心を持っておるところであります。

治水に書かれておりますこの土地利用規制について幾つかお尋ねをいたしたいと思いますが、このような土地利用規制の先進的事例があるかどうか、まずこのあたりについてお尋ねをしたいと思います。

北川河川整備課長

土地利用規制の先進的な事例との御質問でございます。

浸水被害を防ぐための土地利用規制、主なものは県内におきましては吉野川市が条例によりほたる川流域で実施した事例、そして他県におきましては滋賀県の治水条例による事例がございます。

まず、吉野川市のほたる川の事例でございますが、国土交通省の吉野川総合内水緊急対策事業におきまして、ほたる川の排水機場の整備と併せて平成24年に吉野川市が吉野川市水害に強いまちづくり条例を制定いたしております。当該地域での開発を抑制することによりまして浸水被害の発生を防止しているところでございます。

一方、滋賀県でございますが、平成26年3月に滋賀県流域治水の推進に関する条例が制定されております。建築物が浸水し、県民の生命等に被害等が発生するおそれのある地域を、建築制限が伴う浸水警戒区域に指定する土地利用規制が導入されているところでございます。

なお、現在、滋賀県の浸水警戒区域でございますが、条例が制定されて約2年たちますが、その区域の指定がなされたといった情報はまだ私どもに入っていない状況でございますので、現在その状況を注視しているところでございます。

山西委員

私、個人的には土地利用規制についてはその意味というのは十分理解をするところでありますが、しかしそうは言っても財産に関わってくる問題でもありますし、軽々に土地利用規制をかければいいというものではないと思います。そして、市町村に条例を押しつけるということになっても、市町村レベルで土地利用規制の条例をつくるということは非常にハードルが高いのではないかとこのところを私は大変危惧をしているところであります。

そこで、まず県にもそのあたりでリーダーシップを発揮していただきまして、ある程度柔軟に適用できる制度設計をすべきではないかというふうに思っております。

先ほど課長のほうから滋賀県の例をお話いただきましたが、滋賀県のように広範囲に規制をかけるというのは私個人は本県ではなじまないのではないかなというふうに思っておりますので、滋賀県の事例も十分研究をして注視しながら、この徳島県に合った形で土地利用規制についても検討していただきたいと思っておりますけれども、そのあたり、課長の見解をお伺いしたいと思っております。

北川河川整備課長

ただいま委員より、土地利用規制の必要性は十分理解していただける。その上で適用できる制度設計をとということの御質問かと思っております。

やはり住民の浸水被害を防ぐためには排水ポンプ場の整備や河川整備などのハード対策と併せまして土地利用規制等による浸水区域を設定するようなソフト対策を実施することは非常に有効な方法と考えております。

しかし委員から、滋賀県のような土地利用規制を導入すれば規制区域が非常に広範囲にわたるといことも考えられるというお話が今あったところでございますが、多くの住民の皆様に様々な制限がかかってまいるだろうということだろうと思っております。その制度設計につきましては慎重に検討していかないといけないと私どもも考えております。

本日お示ししました骨子案に書いております河川整備や内水対策と組み合わせた土地利用規制につきましては、この骨子案を土台といたしまして県議会での御論議や外部有識者、検討委員会の御意見をお聞きしながら、また市町村の御意見も十分にお聞きしながら、流域や地域の特性に合わせた徳島ならではの考え、制度設計となるようにしっかりと検討してまいりたいと考えます。

山西委員

引き続きそこは慎重に検討していただきたいと思います。

それから、この骨子案を見ておりますと、異常渇水時の行動計画について非常に私自身は興味深いなというふうに拝見をしております。治水の意味で大雨時のタイムラインというのは非常にわかるんですが、今回、渇水時のタイムラインということで、具体的にどのようなことを想定しておられるのかお尋ねをしたいと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

委員からお話のありました洪水時のタイムラインにつきましては台風の進路であるとか降雨量、またダムの放流量であるとか河川の水位の変化に応じまして、関係機関が情報を共有し連携して起こり得る可能性のある浸水被害への事前の準備、また迅速な対応を講じること、これに効果を発揮しているところでございます。渇水につきましても、ダムの貯水率と当該時期の農業用水であるとか工業用水などの水需要の状況、さらに今後の降雨予測を照らし合わせますと今後あと何日雨が降らなければ貯水率が何%に、そしてこのままだといつダムが枯渇するのかといったことがある程度わかってきます。そこで、私たちの力で雨を降らすということはできないわけでございますけれども、渇水被害を軽減させるために日々低下します貯水率の低下速度を抑えるために、今関係機関は何をすべきか、県民の皆様に一層の節水をいつからどう呼びかけるか、あるいは事業所の方々にはどの程度の自主節水をお願いするか、また河川の流量の減少で水質であるとか取水口への影響はどうなっていくか。こういった渇水が懸念される初期の段階から関係部局であるとか市町村がとるべき態勢、講ずべき対応のタイムスケジュール、県民の皆様方に渇水対策への協力とか節水について広報するタイミング、例えば10日後にダムが枯渇するとなれば今何をしなければならぬかといった、後手に回らない、渇水を迎え撃つ対応がしっかりと最初からとれるように関係機関や県民、事業者の方々の行動を盛り込んだタイムラインを策定してまいりたいと考えております。

山西委員

私自身は大変心強い答弁を頂いたなと思います。本県においてこの渇水対策というのは本当に重要でありますし、今室長から御答弁いただいたように、後手に回らないように事前にしっかりと計画を立てて準備をしておくというこの視点は、この今回の骨子案で非常にすばらしい内容が盛り込まれたなと私自身はそのように今の御答弁を聞きまして思ったところでございます。

これからどういうふうなタイムラインが適切かどうかは引き続き検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、その下の利水サポート団体ということで、利水サポート団体の組織を盛り込んでおられますが、これについてどのような意味、そしてどのような想定をされておられるのか改めて御答弁をお願いします。

綿貫水資源・流域振興室長

利水サポート団体についての御質問でございます。

一般に節水と言いますとエコオフィスであるとか、環境に優しい取組、また家庭や事業所での省エネといった取組が既に普及しているところがございますけれども、ここでは利水サポートということで、例えば渇水によって生産活動とか日常活動に影響が生じるようなおそれがある場合に、各自が持ち寄る資材やネットワーク、マンパワーを活用してサポートしていく団体とか個人をイメージしております。例えば、渇水時に田畑に水が必要なものの、水量が少なくて取水口で田畑に水を送るための水位が確保できない、げた水というんですがそういった水が足りないため、取水口から水が届かない場合に、例えばポンプを持っている事業者さんがポンプを設置して、水かさが足りない部分にどんどん入れていって影響や被害を軽減させる活動などが想定されるのかなと考えております。

山西委員

非常にわかりやすい御答弁で、要は県民総合力でしっかりと事前に対策を練っておく、決めておくということかと思っておりますので、この辺もいろいろ団体や事業者にも協力も求めていかなければならないと思っておりますので、是非そこは今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それから最後ですが、5本柱のうちの水教育についてお尋ねをしたいと思っております。

非常に時宜を得たタイミングでこの水教育を盛り込んでこられた。そして本会議でも度々知事がこの水教育について非常に力強い答弁をお聞きしておりますが、あえて私は本日お伺いをしたいと思うんですが、なぜ今あえて水教育をここに盛り込んでこれから徳島県がしっかりとこの水教育をやっていくという方針を示されたのか、その思いについてお尋ねをしたいと思っております。

綿貫水資源・流域振興室長

なぜ今水教育かとの御質問でございます。

御配付させていただいております資料のほうには、水教育につままして水循環に関する意識の啓発など具体的な項目を記載させていただいておりますが、まず本県の場合、吉野川あるいは那賀川におきます治水・利水の歴史がございます。また、先人の知恵や労苦、また飲水思源の教えや水への感謝の気持ち、こういったものを水教育を通じて次世代につなげていただきたいという願いがございます。そこで、教育という点でございますけれども、この治水・利水流域水管理条例を考えるに当たりまして治水に対する理解を深めるといいますと、例えば既に学校現場では防災教育というのがございます。また、利水とか水環境であれば環境教育というのが展開されており、これらは全て水というキーワードで捉えることができます。さらに水につまましては、治水・利水のみならず例えば水資源開発の在り方、食糧問題、エネルギー問題や自然生態系、歴史文化や人の健康、さらにはバーチャルウォーターであるとか砂漠化などのグローバルの視点、地球環境など、多くの側面を有しているというのは多くの方々に御理解いただいていることかと思っております。日常生活はも

とより社会経済活動の維持発展を支えるため、水は本当に必要不可欠なものであるとともに、水を切り口に思考を深めていけば社会貢献あるいは国際貢献に通じるものもあるのではないかと考えております。次世代を担う子供たち、また多くの方々に今改めて水について関心を寄せていただき、そこから人間社会あるいは国際社会に係るテーマを探求していただく、そういった契機になるとの思いで、水教育という新たな概念を柱の一つに入れていくところがございます。

山西委員

よくわかりました。

今日はこの辺で置かせてもらいますが、是非この条例については非常に県民の期待そして関心も高いと思いますし、これからこの徳島県において水にしっかりと取り組んでいくという姿勢をあらわすものでありますので、これからも県民の皆様方の御意見を十分にお聞きをしながら、県民にとってよりよい条例となるように進めていただきますようお願いを申し上げます、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

喜多委員

今ちょっと説明を頂きました市街化調整区域内における土地利用の規制緩和ということで、この中で、津波災害警戒区域、イエローゾーンからの住宅や工場などの移転について新たなうんぬんと書いてありますけれども、イエローゾーンというのはもう決まっているんですかね。

椎野まちづくり創生担当室長

ただいま喜多委員からの御質問でございますけれども、イエローゾーンにつきましては昨年度に既に指定されておまして、周知されてからこれまで約2年たっておるという状況でございます。

喜多委員

開会のときの2月18日の知事説明の中で、津波災害警戒区域、イエローゾーンの指定があるんですけれども、これは今言ったように2年前から決まっているものを新たな指定にするということになるんですか。

椎野まちづくり創生担当室長

先ほど昨年度と申しましたけれども、その前の3月にできておりますので一昨年度ということになります。訂正させていただきます。

イエローゾーンは既に指定されておまして、今回新たにそれをまた違う形で指定するということではございませんで、今回はイエローゾーンの指定がなされてから約2年たちまして十分その危険性というのは一般の方が認知されているという状況の中で、そうした浸水の被害のおそれがあり、そういった危険を回避したいという方がおられたときに、移

転の基準を緩和しようというところでございます。

喜多委員

それと、この関連する施設がほとんど入っているということですが、この工場と隣接したというか工場の中にある例えば住宅のようなものはどのようになるんですか。これもこの中に入ってくるんですか。

椎野まちづくり創生担当室長

既存工場の拡張ということでございまして、今回基準の改正の主眼を工場という形に置いてございまして、この既存工場の基準については住宅というのは含んでおりません。

喜多委員

はい、わかりました。

それと、これも開会の際の知事説明の中にあり、改めてになって恐縮でございますけれども、この中で本当に地元にとってすごく有り難い文言がありました。加えて津田地区においてもインターチェンジの設置を絶好のチャンスと捉え、地域イノベーションを加速させる産業拠点や水と緑と笑顔があふれる交流拠点を位置づけた活性化計画を3月末までに、もうすぐですが、策定することとし、平成28年度には水面貯木場の埋立てに必要な調査に着手してまいりますという、知事からの本当に有り難い力強い説明がありました。この高速道路については埋立てがもう既に完了して1年か2年ぐらいたってございまして、いつでもどうぞというような地元の態勢になっております。そういうことも含めて、今後のこの活性化整備計画の具体的な内容というか進め方について改めてお尋ねをしたいと思います。

森運輸政策課長

ただいま委員のほうから徳島小松島港の津田地区におけます活性化計画の今後の進め方ということで御質問を頂きました。

先ほど委員のほうから御案内がございましたとおり、津田地区の活性化計画につきましては今現在鋭意作業を進めてございまして、今年度末を目途といたしまして活性化計画の取りまとめを進めているところでございます。

来年度以降でございすけれども、まず来年度におきましては今議会におきまして必要な調査に係る予算を計上させていただいてございまして、この予算をお認めいただきました以降、来年度からは埋立てに必要な各種調査を進めまして埋立て免許の取得に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

具体的には津田インターチェンジ、仮称でございすけれども、これが予定されております近傍の第3貯木場というのがございすけれども、そこを埋立てすることとし、来年度中の埋立て免許の取得に向けて取り組んでいきたいと考えてございす。その後につきましては埋立て免許取得後、埋立ての工事に着手いたしまして、インターチェンジの供用ま

でその概成を図りまして、企業への用地売却などを進められるように鋭意準備を進めてまいりたいと考えてございます。

喜多委員

第3水面貯木場の埋立ての調査をするということで、平成29年度から工事にかかるということで、この第3ストック場というのは13.3ヘクタールだけの場所になるということですか。

森運輸政策課長

埋立てを考えておりますエリアにつきましては現在残っております第3水面貯木場でございます。今委員のほうからお話ございましたとおり、約13ヘクタールということで予定してございます。

喜多委員

それと、今まで既にスケジュール的には2020年を目標にということか、遅れることなくという話がありましたけれども、具体的にはどのような完成予定になりますか。

森運輸政策課長

今現在、四国横断自動車道につきましては国直轄事業として徳島東インターチェンジから南へ向けての整備が鋭意進められているというところでございます。一方、徳島東インターチェンジから北側につきましては今NEXCO西日本のほうで整備を進められておりまして、このNEXCO区間につきましては平成31年度を供用目途ということで完成目途が示されているところでございますけれども、直轄区間、徳島東インターチェンジから南につきましては今現在まだ完成の目途というものは示されていないところでございます。

県におきましてはNEXCO区間に遅れることなく整備を進めていただきたいということで要望しておるところでございます。その要望を実現させるためにも鋭意、早期の埋立て、造成にかかりまして、国と連携しながら早期の完成あるいは高速道路の早期供用に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

喜多委員

よろしく申し上げます。平成31年度、もう本当に残りの期間が少なくなっておると思いますので、是非とも頑張ってください。地元の代表としてインターチェンジができるように心から御期待と要望を申し上げたいと思います。それまでもいろいろ地元と話をし、この産業拠点とか交流拠点とかいろいろと進めていただけたらと思います。

一つだけ地元で話をしておるのは、前も言いましたけれども、このインターチェンジと旧の国道55号線と、もう一つ東環状線との接続が、多分このインターチェンジができた時点では大分渋滞などが起こる可能性があるのではないかという話は何回も何回も地元ではあります。このインターチェンジから市内へ行く循環の道路の整備というか、更に整備し

て、そしてできたら拡幅できるところは拡幅していただいて、せっかくインターチェンジで降りたんですけれどもそれから止まってしまって動けないということが少なくなるように頑張っていたきたいと思います。というのは、5年前の東日本大震災のときに、津田の木材団地に私もいたんですけれども、車で出るのが、あのときは例外と思うんですけれども、2時間余りというか最終的には4時間ぐらいかかってやっと木材団地の外に出られたというような状況でありました。そのようにはまず絶対にならないと思いますが、木材団地の従業員が1,200名ぐらいですけれども、その人が一斉に車に乗って帰ったので、今思えばあの中で調整して時間をずらして帰ったら良かったんですけれども、渋滞で最終4時間どうにもならなかった経験があります。

そういうことも踏まえて、できましたら是非この循環道路に接続、昔の国道55号線に接続するようなことが、別ルートができるとか、今の木材団地、県道に今度していただきましたけれどもその改良とか、3年というのは早いので是非ともやっていただきたいと思います。やりますとはなかなか言えんと思いますけれども、どうにか頑張っていたきたいと思います。何か答弁が頂けたら有り難いと思います。

森運輸政策課長

ただいま津田木材団地からのアクセス道路の整備ということでお話いただきました。

今回この議会でもお示しいたしました活性化計画の素案の中にもちょっと位置づけさせてございますけれども、今お話しのとおりこの木材団地が活性化いたしますとやはり交通量、発生量というのが多くなりまして、渋滞あるいは交通安全の支障が起こるということが危惧されているところでございます。そこでこの活性化計画におきましては、既存道路ではございますけれども、渋滞対策のための例えば交差点改良であったりあるいは歩行者の交通安全対策の施設対策ということも盛り込ませていただいております。これらを今後埋立ての整備と併せまして、鋭意関係部局連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

喜多委員

是非よろしくお願ひしたいと思っております。インターチェンジができて、それが本当に有効に活用できるようにこれからの取組を御期待し、お願ひしたいと思います。

次に、この徳島小松島港コンテナ航路活性化事業ということで、来年度予算案には700万円出されております。来年度に向かって、現状も含めてどのように活性化していくか、お尋ねをしたいと思います。

というのは、この間もオーシャン東九フェリーの新造船びざんが就航して、すばらしいなあと思いました。あのときに中も見せていただきましたけれども、ホテルの部屋みたいな、ホテルの中へ入ったかと思うような施設の整備ができておりまして、船もすごく変わったなという思いがいたしました。若いときにオーシャン東九フェリーで東京から徳島へ帰ったことがありましたけれども、1日かけてゆっくりしていいんですけれども、そのときまたますごく波が荒くて酔ってしまって、船旅って大変だなあという思いがいたしま

した。

話はがらっと変わりますけれども、今度は荷物ですけれども、できましたら、北九州、そして徳島、東京だけのオーシャン東九フェリーだけでなく、やはり今インバウンドというか外国からの荷物をいかに取り込んでいくか、そして徳島からそれを海外に向かって発信していくかということも、大量輸送ができる唯一の手段であろうと思いますので、是非ともこれは活性化していただいて、せっかく赤石にすばらしい岸壁ができておりますので、有効活用も含めて取り組んでいただきたいと思いますけれども、お尋ねをしたいと思います。

森運輸政策課長

ただいま来年度予算として計上させていただいております徳島小松島港コンテナ航路活性化事業に関しまして、現状と今後の取組ということで御質問していただいたところでございます。

まず、現状でございます。徳島のコンテナにつきましては、徳島小松島港赤石地区におきましてコンテナターミナルというものを整備してございます。現在、この赤石地区のコンテナターミナルから釜山への航路が週3便、それと国際フィーダー航路といたしまして徳島から神戸へ行く航路、フィーダーといたしましてのは枝線ということで、徳島から神戸へ行ってそこからまた海外へ行くというフィーダー航路が1便ございまして、現在4便が就航しているところでございます。さらに、昨年12月でございますけれども、本県のコンテナの輸出先の6割が中国、東南アジア向けということでございまして、現在の釜山航路に比べまして到着日数の短縮あるいは海上輸送コストの縮減ということを図るためには中国あるいは東南アジア向けの航路は非常に有効であるということで、県におきましてこれまでも積極的なポートセールスを進めておりましたところ、昨年12月に釜山航路の3便のうちの1便が航路延伸していただきまして、中国の天津、大連のほうへ延びたというところでございます。こういうところで、現在でございますけれども、釜山航路が2便、それに釜山それから延伸した天津、大連への航路が1便、それと先ほど申しました国際フィーダー航路神戸行き1便、計4便という状況でございます。

次に、今後の取組というところでございます。これまでの取組によりまして、先ほど申しましたように、1便ではございますけれども中国への延伸が実現したところでございます。来年度におきましては予算計上させていただいておりますものによりまして、新たに新規の航路を開設した船会社への支援であるとかあるいは岸壁使用料の半額免除、あるいは新たに荷物を徳島小松島港から海外へ輸出する荷主に対する援助、このようなものも取り組んでまいりたいと考えてございます。こういった取組と併せまして、徳島小松島港が大阪のベイエリアの入り口であるというポテンシャルを最大限に生かしましたポートセールスを更に加速させていただきまして、既存の利用の拡大あるいは先ほど申しましたように中国航路というのが非常に大きなウエイトを占めておりますので中国をはじめといたします更なる新規航路の開拓というものを実現してまいりたいと考えてございます。

喜多委員

中国の企業へ出向している人から話を聞きましたけれども、今中国経済はちょっと下向きという話もありましたけれども、現実には、やっぱり中国ってすごいなあということで、その経済力というのはこれからもまだまだ伸びるであろうし、これは大したもんだという話を聞きました。そのにぎわいとか人口の多さに比例して何もかもがすごいという話で、是非とも、中国に限らないんですが、中国を中心にしてこれからも新たな航路の開設を頑張っていたきたいなと思います。ちょっと予算が少ないようでありますけれども、継続することによってこれから新たな開拓を是非してほしいなあということを要望しておきたいと思います。

それと、これも新たな取組ですけれども、バスロケーションシステムというのが出されました。私もバスをよく利用するほうですけれども、天気がよいときはいいんですけど雨が降って途中で乗るときなんかは、まだ来ないのかなあとかいう話を大分聞きますし、県外へ行ったときに、できあがっているところでは「どこを出ました、もうすぐ来ます」という表示がバス停に出るんですね。あの表示ってすごく経費もかかると思うんですけども、乗客のための配慮だなあということを思いますけれども、今度出ましたこのバスロケーションシステムについて、どのような取組をして、どのような利点があるかということをお尋ねをしたいと思います。

岡本交通戦略課長

ただいま喜多委員よりバスロケーションシステムについて御質問を頂いたところでございます。

路線バスにつきましては、通勤・通学の足として大勢の県民の皆様方に御利用いただいております。また高齢化社会の到来など交通弱者の方々にも配慮した交通手段ということで、今後の重要な交通手段であるというふうに考えてございます。また、鳴門の渦潮でありますとか四国霊場、こういったところの観光スポットへのアクセスということでも意義を持つておるものというふうに考えてございます。一方で路線バスにつきましては運行経路がわかりにくいでありますとか、委員よりお話のありましたとおり、市街地での渋滞などによって定時運行が難しいという課題があるというところでございます。そこで、今回バスロケーションシステムを導入される事業者に対して補助を行うというスキームでございまして、具体的にはバスの運行状況とかそういったものをスマートフォン、またパソコンで確認ができるようにするシステムでございます。バスの運行状況のみならずバスの運行ルートでありますとか時刻表こういったものを含めたトータルのシステムというものの導入を進めるものでございます。徳島県バス協会さんのほうに補助をさせていただくものでございまして、具体的には徳島市営バスさん、徳島バスさんの路線への導入ということを考えておるところでございます。

このシステム導入によりまして、バスがどこを走っているのかわからないといういらいらの解消でありますとか、観光地へのナビゲーション、こういったもので利便性の向上につながるというふうに考えておるところでございます。

また、英語、中国語といった多言語にも対応したものであるということで、海外からお越しになる観光客の方の利便性向上にもつながるものというふうに考えてございます。

喜多委員

バス協会を通じて徳島の市営バスがやっていただけるということで、市内の人は特によくなるのではないかなと思って本当によかったなと思います。是非ともこれをいろいろとまたその結果によって広げていただいてもっと有効活用できるようにやってほしいなあということを要望しておきたいと思います。

次に、災害とも関係があるんですけども、放置艇の対策ということで、戦後すぐの南海地震で南のほうでは船が陸へ上がって家を壊したとかいろいろと海のものが上に上がるということで、あの写真がすごく印象的であります。あのような事態がもし南海トラフ巨大地震で津波が発生したときに、市内でも、徳島だけに限らずどこでもですけども、放置艇がきちんと管理できてない。そして、もう一つは沈廃船、沈んでいる船も大分あるという中で、大きな被害をもたらすという話が以前にもありました。

以前も質問したときに、本県の放置艇の現状ということで、許可艇が380艇で10.6%、放置艇が3,197隻で89.4%ということで、すごい数の放置艇がございまして。そのような中で、この沈廃船というのはこの中でどのような数があるかということと、来年度新たな取組としてどのようなことをされるのかお尋ねをいたします。

来島港湾空港経営室長

ただいま喜多委員のほうから放置艇対策の中の沈廃船数はどれぐらいあるのかということと、当初予算の中に盛り込んだ内容も含めて今後どのような放置艇対策をとっていくのかということについて御質問を頂きました。

まず、沈廃船数ですが、平成26年度の調査時点での放置艇3,197隻のうち沈廃船数は469隻ということになっております。

これら沈廃船を含む放置艇対策についてでございますけれども、委員から御指摘がありましたように、南海トラフの巨大地震等津波発生時にこうした放置艇によって県民の生命や財産に被害を及ぼすというふうなおそれがあるため、県のほうでは昨年12月に係留保管能力の向上と規制措置というのを両輪とした放置艇対策を盛り込んだ放置艇削減計画というのを策定しております。

この計画の中身ですけども、まず沈廃船以外のいわゆる無許可艇の部分についてはまずはマリーナ等の恒久的な係留保管施設の整備の検討を進めるということがございます。そういった恒久的な施設が整備されるまでの間については、水域の適正な管理に支障とならない範囲で暫定的な係留保管場所を確保するとともに、放置等禁止区域等を新たに指定して無許可艇をそういった係留保管場所に誘導していきたいというふうに思っております。

次に、沈廃船の対策でございますが、これらについてはまずは所有者の調査というのを行って、所有者が判明したものについては所有者に撤去を求めていきます。所有者が最終的にわからなかったものについては原則的にそういった先ほど御説明いたしましたような

暫定的係留保管場所を確保できた水域から計画的に撤去をしていきたいなというふうに思っております。

こうした放置艇削減に向けた抜本的な対策を、今後、国、県の各水域の管理者が連携して実行してまいりたいというふうに考えております。

喜多委員

沈廃船が469隻ということで、すごい数が沈んでおる。これが災害のときに大きな影響を与えないようにするためにも、大変な作業だろうと思っておりますけれども是非とも頑張ってくださいなと思っております。ゆくゆくは正式なマリーナというのが望ましいんですけども、その前に今言った暫定的な係留保管場所ということでこれも早急に来年度の予算で対応していただいて災害に備えていただかないなということをお願いしておきたいと思っております。

次に、河川安全・安心協働モデル事業ということで、海部川が試験的に土砂撤去モデル事業ということで進めようとしておりますし、進められております。最近、どこへ行っても川の砂利を絶対取ってよという話がいっぱいございます。長年ずっと、何十年も河床が上がりっぱなしで、それによって災害が発生しておりますし、これからもどんな災害がどのように影響を与えるかというのは未知数な面があると思っておりますけれども、是非ともこれを進めてほしいと思っておりますけれども、来年度どのような取組をされるかお尋ねをいたします。

北川河川整備課長

ただいま委員より河川に堆積しております異常堆積土砂といわれるものの対応につきまして御質問いただいております。

河川の治水機能をしっかりと維持するためには異常堆積の対応が必要であろうということで、県といたしましては管理者として適切な維持管理とともに民間活力の導入を推進していこうということで動いております。

まず、需要拡大につながる用途規制の緩和とか、それから海部川におきまして河川管理者の役割を代行する民間事業者に対する土石採取料の免除を行ってまいりました。この12月補正予算におきまして、河川管理者の役割を代行する民間事業者に対しまして掘削費や測量費の一部を助成、支援する実証事業を計上させていただいて今現在進めているところでございます。

委員お話の海部川モデル、今回の12月議会に御提案させていただいております河川安全・安心協働実証事業でございますが、やはり県内に広げていくという観点が非常に大事でございます。海部川モデルの構築が急務であろうと私どもも認識しております。

ということで、この1月30日にまずは海部川で産学官によります河川砂利利用促進協議会を立ち上げまして、民間事業者による代行工事を推進していこう、それから海岸の養浜や県民が参加する農地のかさ上げにも活用していこう、堆積土砂の採取可能量を明示した砂利採取管理計画あたりも作っていこうということを協議会で協議したところでございます。そういったところで海部川モデルを鋭意作成しているところでございます。

喜多委員

冒頭にも言わせていただきましたように、どこの川の横の地区へ行っても、うちのほうも是非取ってよという話が本当にびっくりするぐらい多いんですね。長年の皆さん方の要望が一気に出てきたという感じで、海部川のニュースは早いなということを感じております。私事で恐縮ですけど、市内周辺にいっぱい川があって、天井川と言われるようなものは全部河床が上がってきているんですね。これから海部川をスタートとして、できたら是非これは強力に進めてほしいということで、災害を未然に防ぐ一つの本当に有効な方法ではないかなと思います。

そして、これも人から言われたんですけども、うまくいって津田の近くで取ることができるようなタイミングが合ったら、いわゆる津田の埋立てにも使うことができればいいなあという要望を頂いておりますので、是非これも参考に中で検討していただいて、具体的にはサンドポンプか何かわかりませんが、埋立てに河川砂利、河川土砂が有効利用できたらということで話をしていただいておりますので頑張ってください。タイミングも見て、合うようにしていただきたいなと思っております。

それと、今の委員会で初めにも質問が出ましたけれども、空き家住宅で、今国のほうともというお話がありました。県内の空き家が6万4,000戸ということで、17.5%、全国ワースト5位ということで、市内に限らずなんですけども、立派な家が空き家になって人が住んでないというのが、これにもありますようにすごい数が徳島県で空き家になっておりますし、今でも毎日進んでいっているのではないかと心配しております。古くてもう住めないような家は致し方ないんですけども、住めるような家は是非ともリフォームして活用ができれば、具体的に、貸して、借りてということになってきたらちょっと難しい面があると思いますけれども、それはこれから御努力をしていただきたいんですけども、どのように取り組むのかお尋ねをいたします。

渡邊住宅課長

ただいま喜多委員より空き家対策の今後の進め方について御質問いただきました。

委員御指摘のとおり、危険な空き家の除却だけではなくて健全な空き家をいかに利活用していくかということにつきましては、移住・定住を進める上で非常に重要な施策というふうに認識しております。このため、9月議会の9月補正予算の中におきまして、全国に先駆けまして住宅対策総合支援センターということでワンストップの利用窓口を去る1月29日に設置させていただきました。また、全国初となります空き家が利活用可能かどうかの判定を行う空き家判定士の制度につきましても今後創設させていただく予定でございます。そして、3月19日になりますけれども、県民の皆様はこの空き家の利活用に対する機運を高めてもらうためのシンポジウムをグランヴィリオホテルで開催いたしまして、その中で先ほどの空き家判定士の認証式も併せて行う予定としております。

来年度に向けましては、このとくしま回帰住宅対策総合推進事業を予定しておりまして、大きく二つの柱で対策を進めてまいります。

一つ目につきましては、住宅対策総合支援センターの機能強化といたしまして、市町村と連携して空き家の調査を進めていくということと、移住希望者と実際の所有者さんを円滑につなぐための空き家のコーディネーターの育成などそうしたソフト対策を一つ大きな柱として取り組んでまいります。

もう一つの柱といたしましては、実際にハード整備ということで空き家のリフォームであったりとか、地域交流支援センターへの改修とか、あるいは徳島型CCRCを進める上での空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の支援といったものを進めてまいります。

併せて危険な空き家の除却についても、健全な空き家の利活用と危険な空き家の除却という両面から空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

もう終わりますけれど、是非ともこのとくしま空き家フォーラム2016をしっかりとPRしていただいて、空き家の利用促進に頑張ってもらいたいということを要望しておきたいと思っております。

最後に、南海トラフ巨大地震になりますけれども、今回のゼロ作戦は直下型の地震の対策も盛り込まれております。その中で、津波だけで人が亡くなるのではなく家が潰れて亡くなっていくというのも阪神・淡路大震災で、あれは地震の種類が違いましたけれども、鉄筋、鉄骨造に限らず木造も一緒ですけれども、倒壊をした中で多くの方が亡くなりました。今回の南海トラフ巨大地震だけでなく直下型も含めて家の倒壊による死者が出ないようにするというのも非常に大切なことだろうと思っております。津波の場合、南の牟岐町なんかは例外ですけれども、市内だったら30分、40分かかるので避難ができるという中で、家の倒壊だけは一瞬のうちに起こるということで、この対策について、とくしま住まい・建物強靱化総合支援事業ということで多くの金額を取られております。もう時間がありませんので、簡単に結構でございますので対策の概要をお尋ねいたします。

坂部建築指導室長

ただいま委員より木造住宅の耐震化の取組の状況等について御質問がございました。

木造住宅の耐震化を促進するため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして平成16年度に耐震化支援事業として木造住宅の耐震診断、耐震改修への助成、さらに他県に先駆けまして平成23年度に簡易な耐震化と併せて行うバリアフリー等のリフォーム工事についても助成を行っているところでございます。

耐震診断の数につきましては、平成28年1月末の累計実績としまして1万5,927戸、耐震改修につきましては本格改修と簡易なリフォームを合わせまして1,729戸となっております。耐震改修の数が耐震診断の1割という状況でございますので、耐震改修を皆さんにやっていただくために、来年度につきましては、本格改修の補助対象を倒壊の可能性が高い評点0.7未満から倒壊の可能性のある評点1.0未満までの拡充を行うこと、またさらに高齢者世帯に焦点を当てまして耐震シェルターの導入を支援する制度を創設して耐震化に努

めてまいりたいと考えております。

高井委員

私のほうからも治水・利水条例骨子案について質問をさせていただきたいと思います。

今回のこの条例は徳島県の河川に対するまさに理念というか哲学というか、それが掲げられると同時に、ここに書かれてるとおり協議会を立ち上げ、計画をして、財源措置をして、そして市町村と連携しながら具体的に事に当たっていく、そして県民に周知していくという点でプログラム条例的な、県民に非常に大きな影響を与える条例であろうと思います。そこで、私もこの骨子案が出てくるのを心待ちにというか大変興味津々で待っていたわけではありますが、私が気にかかっていた点が3点ほどありまして、その点について順番に質問させていただきたいと思っています。

まずは、知事の寺井県議の質問に答えての御答弁でもありましたけれども、昭和41年の吉野川総合開発計画の際に、国との約束である無堤地区の解消と正常流量の優先的確保という二つの大きな約束をこの条例においてどう盛り込ませていくというか、滑り込ませていくというか、におわせるというか、なかなかそのまま書き込むのは難しいんだらうと思いますが、そうしたことを感じとらせるようなところはどこに出てくるのだらうというふうに思っておりました。今日頂いた骨子案の中で、はっきりとこの無堤地区の解消については文言が拾い上げてありまして、もう一つの正常流量の優先的確保については他県のことや国との関係もあり極めて難しいところもあるんだらうと思いますが、先ほど山西議員の質問に答えられて異常渇水への対応というところでタイムラインを作成するということが挙げられております。これは非常に珍しいというか、渇水時のタイムラインは非常に斬新な観点といたしますか、大事な観点であると同時に今までこういう発想はなかなかなかったのではないかなと思ひまして、むしろこの部分で正常流量の優先的確保という部分をおおわせようとしてらっしゃるのかなというふうに感じました。知事の答弁の中に、今まで洪水という本県の犠牲のもとに各県への分水が成り立ってきたという構図があったというふうな御答弁もありまして、この点、今非常にデリケートな部分ではあるかと思いますが、この異常渇水への対応というところで恐らくモニタリングもし、どういうふうに対応するかという中で、恐らく国への要望も上げたり、他県への要請もおおわせる部分も出てくるのかなというふうに感じておりますが、こういう理解でよろしいでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

治水・利水のこの条例と早明浦ダム再編事業などで今、国や四国各県と検討をスタートする前段の会議などが進められているところでございます。まず、これまでの代表、一般質問の中での知事の答弁にもございましたように、早明浦ダム再編事業に臨むに当たっては覚悟といたしますか徳島県の思いを伝えるにこの治水・利水の条例を制定していくという話がございました。早明浦ダム再編事業では今後吉野川の水問題について議論がなされるかと思いますが、本県にとって、吉野川の利水面での恵みは甚大な洪水被害やそれに立ち向かった先人の血と汗のもとに成り立っていること、またいまだに多くの無堤地区が残さ

れている状況を鑑みれば、まずは治水に対策の軸足を定めて臨む必要がございます。そこで、今回5本柱の中でも1番に治水を入れていく。また、このまずは治水という思想の中で、昭和41年の約束、中でも岩津上流の無堤地区というのがまだ解消されていない、70%弱といった整備率であることとか、銅山川から渇水時には本来流されるべき水が流されていないといった状況がございます。そういった部分につきましても、今後四国の水問題を議論する中で、徳島県が強いスタンスを持って臨む場合に、県民の皆様方、また県議会の皆様の御議論を経て成立した条例が大いに支えになるものと考えております。

高井委員

ありがとうございます。非常にデリケートな部分でありましたので、我々県議の側としてもこの条例ができたあかつきにはいろんな意味で今までのこの約束なり経緯なりをしつかりバックアップして主張していかなくてはならないと思ひましてそういう聞き方をさせていただきました。いろいろと非常に難しい部分もデリケートな部分も表の部分ではなかなか言えない部分もあるだろうと思ひますが、渇水時の初動対策については非常に大事だと思いますので、是非丁寧によろしくお願ひしたいと思ひます。

そして2点目なんですけど、これも私も土地利用規制についてどこまで踏み込んでいくのだろうかと注視をしておりました。滋賀県の条例等はかなり建築基準法に対応するべく浸水警戒地区に対しては非常に大きな規制をいろんな意味で条例に細かく大分書き込んでいて、罰則も規定に入れてございます。片や兵庫県の条例のほうは浸水が想定される区域を指定するという、それに加えて都市計画法に基づいてこの計画を定める者が県と連携してやっていくというような条文が入っておりますが、恐らく今回のこれを見る限り土地利用規制について何らかの形で市町村と連携しながら進めていく方向になるんだらうと思ひます。その前提として浸水警戒区域というのを恐らく定めていくようになるんだらうと思ひます。先ほど山西委員からの質問にあつて課長もお答えになっておりましたので詳しくは大体理解をできましたけれども、県によって、また市町村によつても歴史的な、また土地の事情というのは背景が非常に違いますので、丁寧に進めていっていただきたいとこの点もお願ひしたいと思ひますが、浸水警戒区域の指定なり書き込みについて今検討している状況があるのであれば教えていただきたいと思ひます。

北川河川整備課長

今回の条例骨子案でございますが、まずこの三つの理念、そしてこの5本柱、この下の横に書いておりますのが主な新規事業、今後私どもが目指すべき方向性を書いております。ですから、まだ現在は具体的にそのエリア等の検討はしておりません。先ほど答弁させていただきました滋賀県の事例とか吉野川市の事例を十分検討しながら、今後市町村の御意見、それから当然この県議会の御論議、そして外部有識者の御意見も十分にお聞きしながらしっかり今後進めていきたいということで方向性はこういう形でやっていきたいという気持ちでございます。

高井委員

ありがとうございました。不動産関係者，地元の方々も含め，市町村のほうも大変関心が高いところだろうと思いますので，しっかり連携の上，進めていただきたいというふうに思っています。

最後の点なんですが，これも知事の答弁にあったんですが，戦略的な水利用という文言がございました。拝見すると，水循環や環境や教育的なことも入れていただいております，先ほど室長からの答弁もございましたけれども，この中にもう一つ加えていただきたいと思うのは，川を生かした観光やスポーツ資源として，吉野川は私たちも恩恵を大分得ておりまして，御承知のとおりラフティングの世界大会が来年予定をされております。資源と言っては言い過ぎなのかもしれませんが，それに治水・利水条例にそぐうのかどうかはわかりませんが，川と共生しながら川との歴史やいろんなことを知りながら，またイベントを通じた水資源の啓発であったり，河川のにぎわいづくりという文言も出てきておりますので，そうしたところも観光やスポーツとしての川との共生という点も少し視点として入れていただければ有り難いと思います，この点いかがでしょうか。

北川河川整備課長

ただいま委員のほうから観光という観点またスポーツという観点で付加できないかという御提案だったと思います。

まず，観光という観点でございますが，骨子案におきましても，この中央，3，水循環の中の括弧の下の方2のところ，流域環境の創出・保全の中に，（2）流域内の観光地を結ぶ河川のにぎわい拠点を整備する，それからこの水教育のほうになりますでしょうか，（3）県内河川での上下交流の推進等々も位置づけているところでございます，そういったもので観光の観点も含めた水源地と下流域の交流を推進していきたいと考えているところでございます。

今お話のあった河川，いわゆる流れる水でございますが，それを戦略的に活用するというお話と存じますがラフティング等の水上スポーツというのは地域振興にも資するものでございますし，学校のカヌーの活動，これは本当にもう水を活用した教育の推進にも当たるものといった様々な利用の観点がございます。ということで，戦略的な水を利用する観光の観点を条例で今後どのように付加するかにつきましては，今日の御論議も様々な委員会の御意見もお聞きしながら，今後しっかりと検討していきたいと考えておりますので，どうかよろしくお願ひします。

高井委員

よろしくお願ひをしたいと思います。かつて小歩危地域にはダム計画まであり，それが止まった経緯，昭和46年といいますから44年，私が生まれた年の計画中止になった状況だったと思いますが，それを歴史という点から思い起こせば，今そのダムができていたらラフティングも大歩危・小歩危の名勝指定もなかっただろうと思います。いろんな点から歴史を知った上で今ある現在のよき環境を継承しながらまたそれをにぎわいづくりと

どうか我々の権益になるように活用させていくというのは大事なことだろうと思います。ラフティングの世界大会は2017年の10月に予定されていて、また今年9月には今度は池田湖のウエイクボードのアジア大会なんかも検討を今されている状況で、三好のほうでは川を使った県外からのいろんな方々への誘致、情報発信するチャンス、徳島県のよさと吉野川のよさをアピールするチャンスが来ておまして、いろんな形で西部県民局のほうからも連携しながら応援も頂いておりますが、いよいよ4月には実行委員会、知事も御出席いただいて最終調整を進めているところでございます。それこそ杉本委員のお膝元的那賀高でもカヌー部を、パラリンピックのドイツの方々、競技団体を誘致するという話もあり、いろんな点からスポーツという点からも吉野川は大事だと思いますので、いろいろと足並みを合わせて丁寧な条例づくりを引き続きお願いをしたいと思っております。

ちょっとだけ、あと1分2分だけ、すいません。質問のほうはこれで終わらせていただこうと思いますが、先ほどの土地利用規制のことについて一言だけ申し上げたいと思っております。

この浸水警戒区域の指定は指定とかつその土地の利用規制ということに関しては減災という観点からも非常に大事であります。もう一つもっと大事なのは災害があった後の復興という点からも、前もってこういう浸水警戒地区を定めて土地利用規制の合意をしておくということは非常に大事であるというふうに思います。これは大東日本大震災の後の五百旗頭真さんという方が東日本大震災復興構想会議の座長をしておられた会議の中で飯尾潤さんという政策研究大学院の先生が検討部会長をしていた部会の中でも御発言があったんですけれども、やっぱり平時のときからこの危険地域というか浸水地域であったり津波が襲ってくる地域であったり土砂災害も同じですが、平時のときからある意味で土地利用規制についてどうするのか。いざ何かあったときどうするのかという、きちんと合意形成の形を作っておく、方向性のある程度決めておく、法の規制の中でどうしていくかということを考えておくということは復興の計画を作っていく上において非常にそれによってスピードが随分違ってきたと。今回東日本は町村別に災害の度合いも歩合も違っておりましたが、こうした計画のある程度持っているところは高台移転であったり復興の計画を立てる上でも有効だったと。その裏にはやっぱり日頃の連携であったり住民との対話ということも含まれているんだろうと思いますが、そうした意味からも是非丁寧ないろいろと検討を進めていただいて、条文の中に可能な形でうまく盛り込んでいただければというふうに思っております。

井川委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時03分）

井川委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時09分）

丸若委員

私も今日テーマになっております治水・利水条例について、これは9月の定例会で私のほうが会派の代表ということで条例の提案をさせていただきましたけども、どちらかといいますとうちの会長の思い入れが強くありまして、言えということで言った経緯がございます。今回、条例のほうの提案に向かって平成28年度にやるという流れはいいんですけども、私も阿波市でして、河川と言いますと吉野川がただことではない。それともう一つは、この前、いつかのこの委員会で言ったんですけど、河川がゲリラ豪雨でえぐれてしまっているんだという話をしたんです。あっちのほうのイメージが強くて、この間、一般質問でも原井議員さんの写真でしたね、県管理河川という私のイメージはどっちかというところであのほうが強いですよね。今回の条例制定についても治水、利水とかはもちろん当然のことですけども、水環境ということもここへ入っているんですけども、そういう県河川の管理についてもこの条例の中で多少入れていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

北川河川整備課長

ただいま、条例の中に維持管理をというお話だったと思います。

9月の定例会におきまして、丸若委員からの御質問によりまして私どももこういった条例の制定の機運が高まっていた中に議員が適宜こういった条例の御質問をさせていただいて、非常に有り難く思っております。

維持管理につきましては今日もお話があったと思うんですが、河川砂利の対策とかそれから立木の対策等、非常にいろいろ多岐にわたるところでございます。この骨子案につきましてはこの左の治水のほうの主な既存重点事項というところがございまして、②の管理施設の戦略的な維持管理、それから新規事項の③総合的な土砂管理あたりも進めていこうと思っております。

従来の維持管理ではやはり維持するというふうな観点でございますが、今年私どものところの予算につきましては河川の維持修繕、今議会の中で117%というふうな予算の提示をしっかりとさせていただいております。こういったことも条例に先駆けて進めているところがございますので、今後ともこういった維持管理をしっかりとやっていくというのは治水の観点の中で条例の中で位置づけていきたいと考えておりますので、今後とも議会そしてまた委員会の御論議を含めながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

丸若委員

よろしく願いしたいと思っております。

それと、この公共物の管理について私多分何回か取り上げたんですけど、いわゆる官民協働型ということで、歩道のほうの管理についてはいろいろお世話になっておりまして、自民党のボランティアグループのほうで歩道の草刈りをするときにお声がかりするんです。まず私のほうへ電話が来まして、いつ空いてますかという話から始まりまして、一応うちのスケジュールに合わせてくれるもので、いつも両方で3キロメートルぐらいの草刈りを

やるんですけど、大体3時間ぐらいかかるんですけど、地元のボランティア活動としてはこの官民協働型で頂けるお金というのは有り難い活動費に回っておりまして、1年に一遍何としても頑張らないといけないということでやっております。

前も言ったんですけど、河川のほうも同じようにやろうと思っても、先ほど言いましたように、最近川の様相というのが僕らが子供のころと変わってしまって、なかなか安全に我々が入って行ってできるような状況でないというところがあります。これからいわゆる整備関係でやる時にはやっぱりそこら辺の部分も含めて地元もいかに巻き込むような管理体制ができるかというのを含めて考えていただけたら双方にとってもいいのではないかと思います。

私の地元もちょうど河原の隣なもので、いわゆる道づくりとか言って自治体からお金をもらって管理するときに班ごとに分かれて行って、私のところはちょうど伊沢谷川のほうの周辺の堤防の草刈りという対応をしているんですけど、そこから入っていったら何とかうちの地元のほうは割と動力の大きな、業者が持っているような草刈機というんですか、平地だったら入れるんですけど、そのような状況じゃないもので、もし管理できる場所があったら多少効率は悪いんですけど100平方メートルあたり2,800円を目指してやっていけるかなと思ったんです。そこら辺のこと、いかに地元のボランティアと連携していけるようないわゆるシステムも含めた整備というのもいいんじゃないかと。やはり住民も意識になりますし、これは歩道も含めてどういうふうに入るとか分かりませんが、含んだ検討をお願いしたいなというふうに思っております。

それともう一つは、先般の代表質問でうちの木南議員のほうから徳島自動車道4車線化に向かってということでの質問をしましたときにいろいろ答弁も頂いたんですけど、私も徳島自動車道をよく通ってきて、対面交通という、特に夜間なんかだったら、ばーっと来たら、これやっぱり死ぬなということが何回もあります。ですから、やっぱりあくまで暫定2車線ということをしているので整備が要ると思うんですけど、今はどういう状況なんでしょうか。事故の現状がどういうふうになっているかちょっと教えていただきたいと思っております。

神野高規格道路課長

丸若委員より高速道路の交通事故の状況について御質問していただきました。

県内における高速道路の交通事故件数、人身事故の状況でございますけれども、平成17年から平成26年までの過去10年間の統計がございまして、四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジから県境までの88.8キロメートルにおきまして119件、死者数が8名。四国横断自動車道の鳴門インターチェンジから県境までの16.3キロメートルにおきまして44件、うち死者数が5名。神戸淡路鳴門自動車道の鳴門インターチェンジから県境までの10.4キロメートルにおきまして72件、うち死者数が2名となっております。

丸若委員

私もちょっと調べてもらったんですけども、利用者数とか比べていったら事故の比率

も高いし、また人身事故となったときには死亡事故というのも他の道路よりかはやはり大きくなっているという結果を頂きました。

やはりこの2車線というのは早く4車線にして安全な道にしないといけないと思いますし、それについて木南議員のほうから質問があったということです。その答弁として、これまで以上に国や高速道路会社へ強く働きかけ全力で取り組むというふうに答弁はされておりました。これは国やNEXCOも含めての対応ということをお願いしないといけないと思いますが、今現在どういうふうな国のほうの状況かこれもちょっと教えていただきたいと思います。

神野高規格道路課長

今の国の状況ということでございます。

まず徳島自動車道、先ほど委員からもお話がございましたように、全線の約8割が対面通行ということで、昨年12月2日にも大型車と軽自動車の正面衝突による死亡事故や、また1月24日から25日の降雪時には通行止めの解除が四国で最も遅くなったということで、利用者の安全性や快適性が十分確保されていないということで、高速道路本来の機能が十分発揮されていない状況にあります。徳島道の4車線化につきましては利用者の安全・安心の確保や地域経済の活性化はもとより、南海トラフ巨大地震の発生時における被災地支援や早期復旧に資する高速交通ネットワークの機能強化を図るために早期に実現する必要があると我々も考えておるところでございます。

最近の状況といたしまして、国土交通大臣の諮問機関でございます社会資本整備審議会の国土幹線道路部会の中間答申というところで、暫定2車線区間の状態を長期間継続すべきではないというふうにされています。また、国土交通省の平成28年度の予算概要におきましても、きめ細やかに交通状況とか線形等を把握した上で追い越し車線の設置や4車線化等の対策を実施することや国幹会議の議を経ずに車線数の増加ができるよう整備計画の変更に係る手続が今年の秋に簡素化されたということでございます。

これら国の動向を踏まえて、早期4車線化はもちろんのこと、死傷事故や維持修繕工事によりまして通行止め期間が長時間に及ぶ区間については車線数の増加による効果的な対策を講じるよう、再三の国への提言を行っているところでございます。

丸若委員

今、国のほうでもどちらにしても4車線化というか事故の回避という流れは動いているようですし、平成30年度末には4車線の事業路線が完了するということですから早め早めの対応ということをお願いしたいと思います。また委員長のほうをお願いしたいんですけども、やはり理事者側と我々議会も一体となって国や担当部署のほうに働きかけるということで、早期の4車線化に向けた意見書の提出ということをお願いしたいと思うんですけど、お諮りください。

井川委員長

ただいま丸若委員から徳島自動車道の早期4車線化について、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し意見書を提出願いたいとの提案がありました。

本件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

よろしいでしょうか。

それでは、委員各位にお諮りいたします。この際、県土整備委員長名で意見書案を閉会日に議長宛に提出したいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長に一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

また、当該意見書については広域交流特別委員会にも関係しますので、併せて提出する場合は文案を相談いたしたいと思えます。

丸若委員

ありがとうございました。

それともう一つ、高速道路といいますとこれは県のほうは関係ないかもわかりませんが、今、阿波市のほうでスマートインターということをおこなっておりまして、国のほうで調査事業をやっております。これは、聞きましたら1年ぐらいかけて調査事業をやってそれからということがございますけれども、県のほうのまた御協力を頂きたいし、国のほうには是非強い働きかけも含めて地元国会議員とともにお願いしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

重清委員

最後の委員会でございますので何点かお聞きしますが、最初に今日報告がありました市街化調整区域内における土地利用の規制緩和、いろいろ午前中も質問がありました。ちょっと教えてほしいんですけど、市街化調整区域内の住宅の移動の件ですけど、最後にあります津波イエローゾーンからの住宅の移動、今こういうふうに規制緩和をやるということで、これ、市街化調整区域内は住宅は建てにくい基準があると思うんですけど、市街化調整区域って県下に何市町村ありますか。

椎野まちづくり創生担当室長

ただいま委員のほうから市街化調整区域の対象が何市町あるかという御質問を頂きました。

県下都市計画区域は七つございますけれども、そのうち北は鳴門市から西は吉野川市、南は阿南市までを含みます徳島東部都市計画区域という広域の都市計画がございますけれども、こちらのほうのみで市街化区域、市街化調整区域のいわゆる線引きを行ってござい

ます。この徳島東部都市計画区域には5市3町ございます。

重清委員

そこへ今住宅を建てる場合はどういう難しい基準があって、それを今後はどのようにしていくのか、今から4月にパブリックコメントを行い、市町村と協議する中で今どれが問題になって直そうとしているのか、これだけではちょっとわからんのでそこら辺をもうちょっと詳しくわかりやすく簡単にお願いします。

椎野まちづくり創生担当室長

市街化区域といいますのは、まず都市計画区域の中で都市化を図ろうという区域でございまして、そうしたところには用途地域というものを定めましてそれぞれ立地できる建物の用途を決めて市街化を促進していこうというところになっております。市街化調整区域のほうは逆に優良な農地でありますとかあるいは自然の景観でありますとかそういったものを維持していこうということで、原則としては建物あるいは開発行為というのを抑制していこうというところになっております。

ただ、市街化調整区域といいますがやはり住民の方もいらっしゃいますので、そういった方のために必要な施設、例えば日用品を扱うような店舗でありますとか農産物の加工をするような施設でありますとかそういったもので例外的に許可できるものが法令でありますとか国から出ております指針等に例示されております。そうしたものについては許可を受けることによって建てることのできるということになっております。

住宅の関係でございませけれども、幾つか現在の基準の中でも建てられるものがございます。例えば農家の方、当然この方は農地等がございませるのでこの場合は農家の方は許可をなく建てることのできるということがございませ。それからその農家の方が世帯分離をするといった場合には許可をとって建てるということのできる。あるいは道路等の収用対象事業に係りまして移転を余儀なくされている方、こういった方についてもやはり移転先を確保するという意味で許可を取って建てることのできます。それからまた、今回書いております開発審査会付議基準というのがございませけど、こういったものの中で既存の大規模集落の周辺で家を建てる場合については許可できるというような形でいろいろ基準を作って県民の方の御要望にお応えしてきたところでございませ。

重清委員

住宅で規制緩和するのは、イエローゾーンから市街化調整区域に移る場合にどうやったら建てられるんですかという話でしょう。ですから、今は建てられないのはどういう理由で難しいのか。普通に建てられるのですか。それとイエローゾーンは今の5市3町以外からもあるでしょう。ここから移るときも同じ条件でいこうとしているのか、そういう話は少しは詰まってるんですか。ここはちょっとわかりにくいので教えてほしいんですけど。

椎野まちづくり創生担当室長

今回の規制緩和の内容でございますけれども、イエローゾーンは県下全域でございますけれども、そういった方が建てかえとかの機会に津波のおそれがないところへこの際に移転したいといった場合にそういった方の御要望にお応えできるようということで、そういった方が調整区域の土地に移転ができるようということで、許可の基準を作ろうというところでございます。

基本的にはこの徳島東部都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域というのがございますけれども、それ以外の区域、県南のほうですと牟岐町の都市計画区域でありますとか日和佐町の都市計画区域がございまして、こういったところは先ほど申し上げましたように未線引きという形で特に調整区域のような制限がかからないということがございまして、そういった方は町内あるいは都市計画区域内でありましても移転はすることは可能でございます。移転が例えば都市計画区域の外まで行かれるというケースの場合はこの今回の規制緩和に関係なく移転は可能ということですが、やはりこれまで住まわれていたところから比較的近いところに移転したいということになりますと、イエローゾーンから外れたところということになりましたら調整区域のところが多くなるということもございまして、そうしたところで立地ができるような規制の緩和を今回させていただくというところでございます。

重清委員

イエローゾーンからこの調整区域内に家を建てたいという話ですよ。そのときに規制があったのを今回はそういう人達も全般的に規制を外しますという話なんじゃないですか。だから、市町村の許可さえあったら大丈夫ですという単純な方向にしているんじゃないんですか。ちょっとわかりにくいので簡単に。次を見たって基準なしのところは新規基準を創設でしょう。本当は建てやすくするんじゃないですか。ですから、今までは条件がいろいろあって建てられなかったというところを、今度は単純に出したらよろしいですよということができるようになるんじゃないですか。これは市町村がよしと言って県がどうですかと言ったらできるという話、単純なそんなのではないんですか。その話が4月までに詰められるんですね。

椎野まちづくり創生担当室長

この基準につきましては、イエローゾーンから移転すれば何でもオーケーということではなくて、一応許可を取っていただく必要がございます。許可を取るときに、こういうところは守っていただきたいというのを、そういう形を守っていただいたものについて許可をしましょうということが今回の基準でございます。今までは移転したいと言いましても調整区域であるということで一定のこれまで認められている者以外の方の住宅は建てられなかったというところで、今回は建てられる方のそういう基準を作っていこうという形でございます。

その内容につきましてですけれども、今詳細を詰めていっているところでございまして、それに関して素案のようなものを作って市町村からの御意見を聞いたりというような形で詳細をまとめていきたいというところでございます。

重清委員

そうしたら、この4月のパブリックコメントというのは何を出すのですか。今はもう3月ですよ。今から、議会が終わったらある程度素案をまとめるという、いつもの議会軽視のパターンですか。これは、この議会で出さずに終わってから4月になってパブリックコメントして一斉に行きますという話ですか。ここまで来ているんだったらこういう内容で今調整しようと思いませんか、単純にこういう内容で今検討してますよとかぐらい、委員会で言ったらいけないんですか。

木具都市計画課長

ただいま委員のほうから規制緩和についての内容について御質問いただいております。

今室長のほうから専門的な詳しい話で説明させていただいたんですけども、実際は、イエローゾーンの中に住まわれている方が市街化調整区域に住むのは今までは規制があったんですけども、もう簡単に移動ができるようになりますというふうな規制緩和をやっていこうということです。

それにつきましてパブリックコメント、今説明させていただいたような内容のものと、あと市町のほうにも意見を聞きながら成案のほうをしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

重清委員

ですから、今までこの地域では難しくて建てられなかった、許可がなかなか下りなかったというのが今度は建てられるようにしますよというのだったら、こういう条件をこれさえクリアしたらできますというような単純な話ではないんですか。イエローゾーンから来る人にこの条件とこの条件とこの条件をクリアしたら建てられますよという、そんなに難しい条件をまだつけるんですか。イエローゾーンから移住がしやすいように、単純にもう許可を出したら、市町村がよしと言ったらすつといけないんでしょうか。そこへまだまだ基準を何かつけなかったらできんということですか。基準をどうしても設けなくてはいけないというのは何があるんですか。

木具都市計画課長

ただいま御質問いただいております。説明が上手にできていないところがあって恐縮なんですけども、基本的にはイエローゾーンから移転ができるという、委員おっしゃるとおりの単純なものの形で許可していくというふうな制度を作っていくということです。

重清委員

最後であんまり時間がないので、本題はこれではありません。

道路についてお伺いいたしますけど、いろいろ朝から議論も聞いておまして、先ほどの意見書の件で4車線化、またインターチェンジ、何ともうらやましい話が飛び交ってお

ります。これだけ1点、津波・震災と言われて今のイエローゾーンも一緒に、私らのところはいずれもレッドゾーンと言われておる地域でございますけど、1本しか道路がないというので、去年のちょうどこの議会が終わった後で国土交通省が発表してくれたと思うんですけど、海部道路の今の現状やこれまでの取組はどうなっているか。まだなかなか新規事業ができていないんですよ。県としては四国8の字ネットワークが最重要課題と言いながらなかなか動かないとこういう状況でございますので、この海部道路の新規事業化に向けたこれまでの取組、経過、今後新規事業化にどのような手続が必要なのか、お伺いをいたします。

神野高規格道路課長

海部道路についての御質問でございます。

海部道路、牟岐町から東洋町の野根までの間におきましては、事業化の前段階となる計画段階評価に平成25年に着手し、昨年4月にその手続が完了したところでございます。計画段階評価でまとめられました対応方針といたしましては、市街地との連絡性を優先するバイパス案とし、幅約1キロメートルのルート帯、それからインターチェンジの位置等が定められたところでございます。

現在、計画段階評価で示された対応方針をもとに、国においては概略設計とか環境調査等を行っているところでございます。併せて四国地方小委員会におきまして、宍喰地区は地震・津波発生時に大きな被害が予測され、分断・孤立が懸念される地区であるため、地域防災公園の整備とあわせて自動車専用道路への出入口の確保について今後県及び町と連携して検討を行うとされたことを受けまして、地域防災公園の計画を海陽町が中心となって検討中でございます。

今後は海部道路の概略設計の成果や、町によります地域防災公園の計画等の資料を県に提出いただきまして、県においてはこれらを踏まえて事業化への次のステップとなる都市計画の手続を行うこととなっております。

事業化に向けましては、その後第三者委員会の意見を頂きながら事業化の前提となる新規事業採択時評価の手続を経て事業化となる見込みでございます。海部道路の新規事業化に当たりましては、まずは県が行う都市計画の手続が必要ということでございますので、この作業への一日も早い着手に向けて、海部道路のルート等、都市計画決定に必要な資料を提供いただけるよう国に対して強く働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

重清委員

いろいろやっているみたいですけど、一向に見えてこないんですよ。現在、国や県はどのようなことをしているのかお伺いいたします。

神野高規格道路課長

お答えします。一部ちょっと繰り返しになりますが、現在、次のステップとなる都市

計画を行うべく、国におきましては計画段階評価で示されたルート帯をもとに概略設計、環境調査等の都市計画を進めるための諸調査を実施しているところでございます。

また、県におきましては、国や県の都市計画担当部局との調整をはじめ、海部道路が徳島県、高知県の両県にまたがることから高知県との情報交換やスケジュール調整など都市計画に向けた事前準備を行ってきたところでございます。

また、知事による政策提言をはじめ、議員連盟の皆様方による要望活動、民間団体による要望活動等、地域住民の皆様方の海部道路に向けた機運も高まっているところでございまして、県といたしましては、議会はもとより地元海陽町や期成同盟会、民間団体とも連携し、海部道路の必要性、事業化への熱意や期待、海部道路と連携した地元の取組などをしっかりと国に伝えてまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援をお願いしたいと思っております。

重清委員

今まで国が概略設計や環境調査等の都市計画を進めるための諸調査を行っているんですけど、これは何年かかるんですか。都市計画に早う入りたいんですけどそれが終わらなかつたら入れない。ほぼ1年来ましたが、この調査で今まで実際、国は何をしているんですか。県もこの1年間何をしているんですか。まだまだ全然都市計画に入れられないじゃないですか。ルートを早く示してください。国の調査は1年かかって今はどこまでいっているんですか。まだ10年かかるのか今年できるのか、それが知りたいんです。

それと、去年の3月に発表されたインターチェンジの件ですけど、宍喰にインターチェンジ、出入口がありませんというので、これも国土交通省のほうに何度も陳情で、1本しか道がないんです、何千人も行くところがないんです、というので出入口をなんとかしてつけてくださいという要望はしているんですけど、一向に返事がありません。一体どのようなになっているのか。国のほうへ言っても、つけます、つけますと言いながらも現実に具体化はしてこないんですけど、県民は、私たちが住んでいる海部郡民は非常に不安です。何でここに出入口がないんだ、何のための防災拠点を造れと言っているんだと。前の委員会でも言ったように、県と国と町が何で協議をしないんだ、協議をしてくださいと、これは前の委員会のとときに要望しましたよ。そして町は防災拠点の計画を一生懸命作っているのではないですか。町から県に対してまだ報告はありませんか、まだ町自身もできていないのですか。いつ頃、町はそれを出してくる予定と伺っておりますか。協議しているんだつたらわかると思いますので、お伺いいたします。

神野高規格道路課長

宍喰の防災公園の取組のことだろうと思います。

まず、宍喰の防災公園付近の話でございます。先ほどの繰り返しになりますけども、宍喰地区について、さきの四国地方小委員会におきまして対応方針が示されたということで、防災公園の事業主体である海陽町が海部道路のルート案等も勘案し、地域防災公園の整備とあわせた車両出入口の確保を具体化するように、隣接する宍喰地域防災公園の位置や規

模、地域防災公園と連携した車両出入口の位置や構造、災害時及び平時の地域防災公園の利用計画の検討等を行っておるところでございます。

県におきましても、この宍喰地区の地域防災公園の技術支援や国との連絡調整を行うなど、国、県、町の調整を積極的に図ってきたところでございます。その結果、防災公園の基礎的な資料、スペック等がある程度取りまとまってきたところでございます。

今後は、海部道路の事業者である国や公園を利用される防災関係者等にも御参画いただいて計画の熟度を更に高めるべく検討の場を設けまして、この中で海部道路の出入口の確保等についても順次検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それによりまして一日でも早く地域住民の方々に公園の概要とか海部道路との接続方法等をお示しできるように、国、海陽町とも連携してしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

重清委員

あの計画が新聞へ出て、やっぱり出入口がないのでこれを早く解決してくださいと。それと早期の事業化に入ってくださいと。1年経ってこの二つは共にできていない。今現状、まだ全然変わってない。私から見たら今の状況は去年と一緒で、一つでも進めてほしいというのが一番の願いであります。

ですから、今から新規事業化のために、やっぱり県がする都市計画をしないといけない。概略ルートを示してもらわなかったら事業化をできないんです。いつ頃になると思ってるんですか。これもまだまだかかるんですか。今にもできそうな方向で毎回陳情もし、県の重要施策の国に対する要望だっているでしょう。結果は今の状況ですよ。

都市計画への着手時期はいつ頃、または決定時期はいつ頃になっているかお聞きいたします。

神野高規格道路課長

昨年の4月の計画段階評価の対応方針がまとまってからもうほぼ1年が来るという中で、まだルートが示されない、一体いつ示されるのかということでの御質問かと思えます。

我々としましても、とにかく一日も早く都市計画の手続に入りたいということで再三再四、国に対してはお願いしておるところでございますが、まだいつお示しできるというような明確な返事は頂けていないというのが実情でございます。引き続き一日も早く資料提供いただけるようにしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

重清委員

この海部道路は本当に必要と思っていて早くしてほしいんですよ。私らのところは津波が4、5分で来て最大14、15メートルという状況は県なり国が発表していただいておりますけど、それに対しての対応が海岸線の国道1本です。そこの大部分は浸水でつかって駄目になりますと言われて、東北みたいにくしの歯はありません。

ちょっと教えてほしいんですけど、震災に遭った後、県はどこから一番南の宍喰までど

こを通過してどうやって来るのか、それが私には見えないんですけど。ないので早く造っていただけませんかと言っているんですが、誰が答えてくれるかわからないけど、政策監に言ってもあんまり道は。牟岐のあたりから国道55号は浸水でつかります。一体どうやって来てくれるんですか。私たちが脱出するのも一緒に、どこから逃げていったらいいんですかという話ですよ。ですから皆さんはどこから来てくれるのか、どのように計画しているんですか。これがわかった上でゆっくりと計画しているのか教えてください。まず来る方法があるからゆっくりしているのかなと思います。県の必死さがまだ感じられません。県民が納得するようにルートを示してください。

神野高規格道路課長

十分なお答えになるかどうかわかりませんが、南海トラフ巨大地震が起きたときの四国の啓開ルート、助けに行くルートということになりますと、やはり北のほうから国道55号を走ってだんだん南下していくというようなルートになります。特に牟岐から南におきましては、現状の道路では津波によって何か所も寸断されることが予想されるという中で、抜本的な対策としては、とにかく海部道路を一日も早くつけていただくという、これしかないのかなというふうに考えております。

重清委員

それだけ必要なだったら、早く事業化してくれませんかと言わなくちゃいけない。いつまで待たたらいいんですか。今どンドンしているのはわかりますよ。平成31年までに沖洲まではやります。そこからまだまだ小松島を抜け、阿南を抜けていくあの福井道路はまだまだなんですよ。津波で国道55号は駄目で、突喰に15メートルの避難タワーができました。高くてある程度の人には逃げるところがやっとできたともうここで安心してます。そのかわりまだまだここから海部病院や海南病院へ行く道はないでしょう。ですからこれを早く進めてくれませんか。去年と今年が一緒じゃないですか。今国は何の調査をしているんですか。そんなに時間がかかるんですか。今どこまで、何%までいっているんですか。県はどのように言いに行っているんですか。毎回、重要施策の一番上へ書いて陳情していった結果がこれで、これ以外の事業はどンドン進むんですか。いつになったら事業化してくれるんですかという話で、とにかくどういう考えでおられるんですか。1年間何にも変わってないですよ。変わっているんだったらどれだけ変わったか、県民が安心できるように変わっておりますとわかりやすくみんなに言えるように、これだけ今やっておりますと、国土交通省や県はこれだけやりますのでもう少し待ってくださいということにまだできるんですか。県はこの道路も含めて本当に今何をしているんですか。町は今防災公園の絵を描いているはずですよ。国に対して、町との協議も含めて、一体今どういう状況でおるんですか。いつになったら事業化してくれるんですか。もう少しだけ待ってくれて本当にいつになるんですか。避難できるのだったらどこから歩けるか1回歩いて行きませんか。今、実際そのルートもないでしょう。山道だって歩いたことないでしょう。どれだけの住民が歩いて隣の病院まで行けるか調べてくれませんか。実態がわかっていないんじゃないです

か。決意なり何か述べてくれなかったら終われませんけどね。

岸運輸戦略局長

ただいま重清委員から海部道路の件について御意見を頂きました。

県といたしましてもなかなか形に示すことはできないながらも、海部道路の必要性、重要性はもちろん十分に理解しておりますし、一日も早い供用をとすることは委員の気持ちと同じで、共有しているつもりでございます。

その中で、1年経ってという話でありますけれども、具体的な報告ができず、県民の皆様方にその姿をお見せできないということは担当といたしましても大変心苦しいばかりでございます。課長からも答弁いたしましたように、一日も早い供用や、事業化につきましては、まずは県のほうが都市計画の作業に入ることが大前提でございます。これも調整が必要でございます。いついつまでということは具体的にこの場で申し上げることはできませんけど、一日も早くやりたいというその気持ちはどうぞくんでいただきたいというふうに思います。それに着手できるようになりましたらその都市計画の作業を鋭意、早く進めまして、新規事業化に向けて一体となって取り組んでいきたいというふうに思います。どうぞ委員の御理解、御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

重清委員

協力は全面的にしますし、地元もそういう気持ちは変わっておりませんので、本当に国、県、町が一体となって進めていただきたいと待ち望んでおりますので、是非ともやっていただきたいと要望しておきます。

最後に、今日は4車線化、西のほうをやりましたけど、また新たな委員会ができましたら南への道路の意見書を是非ともやっていただきたいと残った委員の人に強くお願いして終わります。

椎野まちづくり創生担当室長

先ほど重清委員さんへの御答弁の中で、私が牟岐と日和佐の都市計画区域につきましては「未線引き」というふうに申し上げましたけれども、正しくは「非線引き」でございますので訂正させていただきます。失礼いたしました。

重清委員

わからないから、最初から二つの違いをきちんとわかるように説明してください。

椎野まちづくり創生担当室長

失礼いたしました。説明させていただきます。

先ほどの徳島東部都市計画区域につきましては、市街化区域と市街化調整区域ということで、いわゆる線引きをしている線引きの都市計画区域ということでございます。その他、藍住町とか脇町でありますとかつるぎ町それから池田町とそれから牟岐町、日和佐町、こ

れらにつきましてはそういう市街化区域と市街化調整区域の線は引かれておりません。そういった線が引かれてない都市計画区域のことを「非線引き都市計画区域」と申します。先ほどの「未線引き」というのは間違いでございますので訂正させていただきます。失礼しました。

重清委員

終わります。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第63号、議案第64号、議案第70号、議案第81号、議案第82号、議案第83号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配布しております請願文書表を御覧ください。

請願第1号「明谷地区における県道羽ノ浦福井線の道路整備及び桑野川の管理について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監

①明谷橋前における主要地方道羽ノ浦福井線の右折レーンの整備については今後、交差点における交通量や安全性を総合的に勘案し、検討してまいります。

②桑野川の段樋門にポンプを設置することについては、平成13年度に樋門の電動化を行うとともに、平成18年度からは、南部総合県民局に配備した排水ポンプ車を活用し、必要に応じ、内水排除を行っております。

また、平成26年8月の浸水被害を受け、段樋門前の桑野川本川や旧川に堆積した土砂の掘削を行い、流下能力の確保に努めているところであります。

今後とも、排水ポンプ車の活用や樋門等の適切な維持管理により、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

③桑野川本川の改修済区間である堂谷川合流点付近に、下流への土砂流出を抑制する構造物を河川横断的に設置することは、そこから上流に土砂が堆積し、治水安全度が低下するおそれがあると考えております。

④桑野川の国直轄管理区間の延長については、河川の改修、土地利用、浸水被害の状況等から国が判断するものであります。当該区間については、引き続き、県による適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

井川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

それでは、本件については、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続審査とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（簡易採決）

請願第1号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

海野政策監をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

終わりに当たりまして、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍を頂きますよう祈念いたしまして私の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

海野政策監

ただいま、井川委員長から丁重な御挨拶を頂きまして、恐縮する次第でございます。

委員の皆様には、一年間、大変熱心な御審議を頂きまして、数多くの御提言を頂いたところございまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げますところでございます。

地方創生、さらには本県発展の礎である社会資本整備にこれまで以上にまい進してまいりたいと思っておりますので、委員の皆様には引き続き御指導を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

井川委員長

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（13時59分）